

「県政出前講座」実施要領

1 目的

県民中心の県政の視点に立って県民参加の県政を推進するため、県が重点的に取り組む事業や県政の課題等についてテーマを準備し、そのテーマについて県民の要望に応じて、県の幹部職員が直接、住民の会合等に出向いて説明、意見交換（以下「講座」という。）を行うことにより、県政運営等について理解と協力を求めるとともに、県民と県とのコミュニケーションを図る。

2 実施

この事業は、広報委員会が定めるところにより実施する。

3 テーマ

県政の重点事業等で県民の関心のある事項を中心にテーマを選定する。

4 派遣する会合等

県内の団体等が主催する会合等で、20人以上の参加者が見込まれ、この事業の目的の実現が可能なものとする。

5 実施内容

- (1) 講座の日時は原則として申込団体等の都合に合わせる（土・日・祭日、時間外を問わないが概ね21時までに終了するものとする）。
- (2) 講座1回につき原則として1テーマとする。
- (3) 講座の時間は原則として「説明1時間、質疑応答30分」の1時間30分以内とする。
- (4) 講座の場所は、申込者において準備する（派遣に伴う経費は無料）。

6 担当部局等

- (1) 事業についての総合的な調整は広報広聴課が行う。
- (2) 講座の実施
 - ア 講座の申込み（様式1）は、広報広聴課で受け付ける。
 - イ 講座の日時等については、各部局等と協議のうえ決定する。
 - ウ 講座の決定通知（様式2）は広報広聴課が送付する。
 - エ 講座の実施は、各部局等の責任で行う。
- (3) 講座の説明者は原則として課長級以上の職員（地方機関を含む）とする。

7 実施報告

講座の実施報告（様式3）は、各部の広報委員を經由して広報広聴課長に報告する。

8 その他

- (1) 派遣に伴う経費は、各部局等で負担する。
- (2) 準備されていないテーマの申込みは、その都度、各部局等と協議し決定する。
- (3) 事業実施について、要領に定めのない事項は広報委員会で定める。

付 則

この要領は平成15年8月5日から施行する。